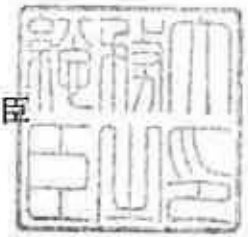


総統労第101号  
平成27年9月28日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

社会生活基本調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室
事務担当者	野上 明宏      電話 03(5273)1163 e-mail anogami@soumu.go.jp





申請事項記載書

1 調査の名称  
社会生活基本調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 ① 調査票A 約83,000世帯及びその10歳以上の世帯員約186,000人(母集団の大きさ 約5200万世帯、約1億1600万人)</p> <p>② 調査票B 約5,000世帯及びその10歳以上の世帯員</p>	<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 <u>ただし、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除く。</u></p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 ① 調査票A 約78,000世帯及びその10歳以上の世帯員約184,000人(母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億1600万人)</p> <p>② 調査票B 約5,000世帯及びその10歳以上の世帯員</p>	<p>東日本大震災への対応を削除</p> <p>1世帯当たり10歳以上世帯人員の減少に伴い、前回並みの標本数(東日本大震災への対応前)を確保するため、世帯数を拡大</p> <p>また、母集団の大きさについて、平成22年国勢調査結果を</p>

<p>約11,000人（母集団の大きさ 約5200万世帯、約1億1600万人）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>報告を求める世帯（以下「調査世帯」という。）は、第1次抽出単位を平成22年国勢調査調査区（ただし、平成27年国勢調査調査区設定時に境界変更等があった場合は、当該境界変更等を反映）とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法により選定する。</p> <p>第1次抽出では、47都道府県ごとに人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で7,320調査区を抽出する。調査票Aに係る調査区と調査票Bに係る調査区は、独立に抽出を行い、調査区数はそれぞれ6,912及び408とする。</p> <p>第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から12世帯を抽出する。</p> <p>なお、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、標本調査区を無作為に八つのグループに分け、グループごとに10月15日から10月23日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として選定する（詳細は別</p>	<p>約10,000人（母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億1600万人）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>報告を求める世帯（以下「調査世帯」という。）は、第1次抽出単位を平成17年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法により選定する。</p> <p>第1次抽出では、47都道府県ごとに人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で6,976調査区を抽出する。調査票Aに係る調査区と調査票Bに係る調査区は、独立に抽出を行い、調査区数はそれぞれ6,584及び392とする。</p> <p>第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から12世帯を抽出する。</p> <p>なお、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、標本調査区を無作為に八つのグループに分け、グループごとに10月15日から10月23日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として選定する（詳細は別添1のとおり）。</p>	<p>反映</p> <p>利用できる最新の国勢調査の調査区情報を使用するため、変更</p> <p>1世帯当たり10歳以上世帯人員の減少に伴い、前回並みの標本数（東日本大震災への対応前）を確保するため、調査区数を拡大</p>
---	---	---

<p>添1のとおり)。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 後記5(1)①に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の10歳未満の世帯員が、後記5(1)③に掲げる事項については調査世帯の10歳以上の世帯員が、後記5(1)④に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記5(1)⑤に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</p> <p>② 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前記①の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。</p> <p>③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票</p>	<p><u>ただし、抽出された調査区のうち東日本大震災の影響が大きい地域については、対象から除外する。</u></p> <p><u>その結果、調査票Aに係る調査区が約6,500、調査票Bに係る調査区が約390の合計約6,900調査区となる。</u></p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 後記5(1)①に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の10歳未満の世帯員が、後記5(1)③に掲げる事項については調査世帯の10歳以上の世帯員が、後記5(1)④に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、<u>後記5(1)⑤に掲げる事項については調査世帯の60歳以上の世帯員が、</u>後記5(1)⑥に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</p> <p>② 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前記①の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。</p> <p>③ 前記①及び②の規定による報告は、調査</p>	<p>東日本大震災への対応を削除</p> <p>調査事項の廃止に伴う変更</p>
---	--	--

<p>を提出することにより行うものとする。          ただし、<u>報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができる。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査は、調査票A（別添2）及び調査票B（別添3）により、以下の事項を調査する。</p> <p>ただし、調査票Bについては、<u>③のエ〜ケ並びに④のウ及びク</u>の事項を除く。</p> <p>① すべての世帯員に関する事項</p> <p>ア 世帯主との続柄</p> <p>イ 出生の年月又は年齢</p> <p>ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況</p> <p>② 10歳未満の世帯員に関する事項</p> <p>育児支援の利用の状況</p> <p>③ 10歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p> <p>ウ 配偶の関係</p>	<p>票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p>ただし、<u>調査票Bの報告を求められる調査世帯については、政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>調査は、調査票A（別添2）及び調査票B（別添3）により、以下の事項を調査する。</p> <p>ただし、<u>調査票Aについては、③のエの事項、調査票Bについては、③のオ〜ケ、④のウ、ク、サ及び⑤の事項を除く。</u></p> <p>① すべての世帯員に関する事項</p> <p>ア 世帯主との続柄</p> <p>イ 出生の年月又は年齢</p> <p>ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況</p> <p>② 10歳未満の世帯員に関する事項</p> <p>育児支援の利用の状況</p> <p>③ 10歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p>	<p>オンライン調査を調査票Aにも拡大し、全面実施することに伴う変更</p> <p>調査事項の変更に伴う変更</p>
--	---	--

<p>エ 学習・研究活動の状況  オ ボランティア活動の状況  カ スポーツ活動の状況  キ 趣味・娯楽活動の状況  ク 旅行・行楽の状況  ケ <u>スマートフォン・パソコンなどの使用状況</u>  コ 生活時間配分及び天候</p> <p>④ 15歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>ア 介護の状況  イ 就業状態  ウ 就業希望の状況  エ 従業上の地位  オ 勤務形態  カ 年次有給休暇の取得日数  キ 仕事の種類  ク 所属の企業全体の従業者数  ケ ふだんの1週間の就業時間  コ 希望する1週間の就業時間  サ ふだんの健康状態  シ 仕事からの年間収入</p> <p>⑤ 世帯に関する事項</p> <p>ア 世帯の種類</p>	<p>ウ 配偶の関係  エ <u>携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用状況</u>  オ 学習・研究活動の状況  カ ボランティア活動の状況  キ スポーツ活動の状況  ク 趣味・娯楽活動の状況  ケ 旅行・行楽の状況  コ 生活時間配分及び天候</p> <p>④ 15歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>ア 介護の状況  イ 就業状態  ウ 就業希望の状況  エ 従業上の地位  オ 勤務形態  カ 年次有給休暇の取得日数  キ 仕事の種類  ク 所属の企業全体の従業者数  ケ ふだんの1週間の就業時間  コ 希望する1週間の就業時間  サ <u>通勤時間</u>  シ ふだんの健康状態</p>	<p>情報通信機器の急速な普及に伴う生活様式の変化の的確な把握などに資する観点から調査事項を追加するとともに、報告者負担の軽減の観点から、相対的に重要度の低下した項目を削除</p>
--	---	--

<p>イ 10歳以上の世帯員数 ウ 10歳未満の世帯員数 エ 住居の種類 オ 自家用車の所有の状況 カ 世帯の年間収入 キ 介護支援の利用の状況 ク 不在者の有無</p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成28年10月6日～10月30日</p> <p>8 集計事項 次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する（詳細は別添4のとおり）。 ① 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均</p>	<p>ス 仕事からの年間収入 ⑤ <u>60歳以上の世帯員に関する事項</u> <u>子の住居の所在地</u> ⑥ 世帯に関する事項 ア 世帯の種類 イ 10歳以上の世帯員数 ウ 10歳未満の世帯員数 エ 住居の種類 オ 自家用車の所有の状況 カ 世帯の年間収入 キ 介護支援の利用の状況 ク 不在者の有無</p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成23年10月6日～10月29日</p> <p>8 集計事項 次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する（詳細は別添4のとおり）。 ① 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均</p>	<p>調査日の変更及びオンライン調査を調査票Aにも拡大し、全面実施することに伴い、調査票の提出状況の把握に時間を要することから、調査の実施期間を延長</p>
---	---	--



<p>時刻に関する事項</p> <p>② 学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項</p>	<p>時刻に関する事項</p> <p>② 学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・行楽の状況に関する事項</p> <p><u>なお、岩手県、宮城県及び福島県に係る集計については、調査可能地域のデータを用いて行い、その取扱いについて、集計表に明示する。</u></p>	<p>東日本大震災への対応を削除</p>
--	---	----------------------



## 調査計画（変更後）

### 1 調査の名称

社会生活基本調査

### 2 調査の目的

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、社会生活基本統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲

全国

#### （2）属性的範囲

世帯及び世帯員

### 4 報告を求める者

#### （1）数

##### ① 調査票A

約83,000世帯及びその10歳以上の世帯員約186,000人（母集団の大きさ 約5200万世帯、約1億1600万人）

##### ② 調査票B

約5,000世帯及びその10歳以上の世帯員約11,000人（母集団の大きさ 約5200万世帯、約1億1600万人）

#### （2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

報告を求める世帯（以下「調査世帯」という。）は、第1次抽出単位を平成22年国勢調査調査区（ただし、平成27年国勢調査調査区設定時に境界変更等があった場合は、当該境界変更等を反映）とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法により選定する。

第1次抽出では、47都道府県ごとに人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で7,320調査区を抽出する。調査票Aに係る調査区と調査票Bに係る調査区は、

独立に抽出を行い、調査区数はそれぞれ6,912及び408とする。

第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から12世帯を抽出する。

なお、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、標本調査区を無作為に八つのグループに分け、グループごとに10月15日から10月23日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として選定する（詳細は別添1のとおり）。

### (3) 報告義務者

① 後記5(1)①に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の10歳未満の世帯員が、後記5(1)③に掲げる事項については調査世帯の10歳以上の世帯員が、後記5(1)④に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記5(1)⑤に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

② 調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前記①の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。

③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

ただし、報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができる。

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項

調査は、調査票A(別添2)及び調査票B(別添3)により、以下の事項を調査する。

ただし、調査票Bについては、③のエ〜ケ並びに④のウ及びクの事項を除く。

#### ① すべての世帯員に関する事項

ア 世帯主との続柄

イ 出生の年月又は年齢

ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況

#### ② 10歳未満の世帯員に関する事項

育児支援の利用の状況

#### ③ 10歳以上の世帯員に関する事項

ア 氏名

イ 男女の別

ウ 配偶の関係

エ 学習・研究活動の状況

オ ボランティア活動の状況

- カ スポーツ活動の状況
- キ 趣味・娯楽活動の状況
- ク 旅行・行楽の状況
- ケ スマートフォン・パソコンなどの使用状況
- コ 生活時間配分及び天候

④ 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア 介護の状況
- イ 就業状態
- ウ 就業希望の状況
- エ 従業上の地位
- オ 勤務形態
- カ 年次有給休暇の取得日数
- キ 仕事の種類
- ク 所属の企業全体の従業者数
- ケ ふだんの1週間の就業時間
- コ 希望する1週間の就業時間
- サ ふだんの健康状態
- シ 仕事からの年間収入

⑤ 世帯に関する事項

- ア 世帯の種類
- イ 10歳以上の世帯員数
- ウ 10歳未満の世帯員数
- エ 住居の種類
- オ 自家用車の所有の状況
- カ 世帯の年間収入
- キ 介護支援の利用の状況
- ク 不在者の有無

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、実施年の10月20日現在によって行う。

ただし、生活時間の配分についての調査は、実施年の10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。

生活行動（学習・研究活動の状況、ボランティア活動の状況、スポーツ活動の状況、趣味・娯楽活動の状況、旅行・行楽の状況）については、過去1年間の状態を調査する。

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査組織

総務省－都道府県－統計調査員－報告者

### (2) 調査方法(■調査員調査 □郵送調査 ■オンライン調査 □その他( ))

#### ① 統計調査員

ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。

指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

#### ② 調査の方法

調査は、調査員(前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。)が調査世帯ごとに調査票を配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

ただし、前記4(3)③ただし書記載による場合には、総務省が、政府統計共同利用システムから当該世帯に係る報告を求める事項を入手する。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

5年

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成28年10月6日～10月30日

## 8 集計事項

次の事項について、全国、14地域、都道府県、都市階級、大都市圏、人口集中地区の別に集計する(詳細は別添4のとおり)。

- ① 1日の生活行動別平均時間、時間帯別の生活行動の状況及び主な生活行動の平均時刻に関する事項

② 学習・研究活動、ボランティア活動、スポーツ活動、趣味・娯楽活動及び旅行・  
行楽の状況に関する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、調査票Aに係る集計結果については実施年の翌年9月末日までに、  
調査票Bに係る集計結果については実施年の翌年12月末日までに、インターネットへ  
の掲載等により公表し、おって報告書を刊行する。

10 使用する統計基準

職業分類は、日本標準職業分類に基づいたものとするが、分類項目の一部について  
は、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者
調 査 票	3 年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電 磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし。





## 標本抽出方法

標本抽出方法は、第 1 次抽出単位を国勢調査調査区とし、第 2 次抽出単位を世帯とする層化 2 段抽出法である。

第 1 次抽出では、全国から 7,320 調査区を抽出する。調査票 A に係る調査区と調査票 B に係る調査区は、次に示した方法により、独立に抽出を行い、調査区数はそれぞれ 6,912 及び 408 である。

第 2 次抽出では、各調査区から 12 世帯を抽出する。

### 1 調査区の抽出（第 1 次抽出）

- (1) 平成 22 年国勢調査調査区のうち、次のものを除く調査区の中から抽出する。
  - ① 山岳・森林・原野地帯等の調査区
  - ② 大きな工場・学校等のある調査区
  - ③ 社会施設・大きな病院のある調査区
  - ④ 刑務所・拘置所等のある調査区
  - ⑤ 自衛隊地域の調査区
  - ⑥ 駐留軍地域の調査区
  - ⑦ 水面調査区
- (2) 調査区の抽出に当たっては、まず全国を 47 都道府県に区分する。
- (3) 都道府県ごとに、調査区を次の基準により配列する（調査票 B に係る調査区の抽出の場合は①、⑤及び⑥による。）。
  - ① 大都市圏に含まれるか否か
  - ② 人口集中地区に含まれるか否か
  - ③ 市町村の人口階級
  - ④ 調査区の特長（国勢調査調査区番号の後置番号）
  - ⑤ 市区町村コード
  - ⑥ 国勢調査調査区番号
- (4) (3)の配列を基に、都道府県ごとに全調査区の人口を累積し、累積した人口に対して確率比例系統抽出により、調査区を抽出する。
- (5) 抽出した平成 22 年国勢調査調査区に相当する平成 27 年国勢調査調査区を指定する。ただし、平成 22 年国勢調査調査区と平成 27 年国勢調査調査区の境界に異動がある場合は、別途、平成 27 年国勢調査調査区を指定する。

## 2 調査世帯の抽出（第2次抽出）

指定した各調査区について、調査日の前に調査員が調査区内の全世帯を訪問し、世帯名簿を作成する。この世帯名簿から、等確率系統抽出により12世帯を抽出する。

なお、やむを得ない理由により、調査を行うことができない世帯があった場合は、結果精度を確保するため、調査世帯を追加抽出する。

## 3 「1日の生活時間」の調査日

調査は10月20日現在で行うが、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、抽出した調査区を、無作為に下表に示す8つのグループに分ける。

なお、生活行動の違いが大きくなる週末（土曜日、日曜日）の結果精度を向上させるため、週末における調査日が多くなるようにグループ分けを行っている。グループごとに10月15日から10月23日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として指定する。

グループ 番号	調査曜日	調査日
1	土日	10月15日、16日
2	土日	10月15日、16日
3	日月	10月16日、17日
4	火水	10月18日、19日
5	木金	10月20日、21日
6	金土	10月21日、22日
7	土日	10月22日、23日
8	土日	10月22日、23日